

令和6年度
事業計画

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会

目次

| | |
|-----------------------------------|------------|
| 令和6年度 事業計画（重点取組） | 1 |
| I. 誰一人取り残さない仕組みづくり | 2～4 |
| 1. 相談しやすい環境を整えます | |
| (1) 各種相談窓口の充実 | 2 |
| (2) CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の配置 | 2 |
| (3) アウトリーチ等継続支援事業 | 2 |
| 2. 支援がつながる仕組みをつくります | |
| (1) 多機関協働事業 | 2 |
| (2) 権利擁護センター | 3 |
| (3) 地域ニーズ・社会資源の把握と情報提供 | 3 |
| 3. みんなが活躍できる機会をつくります | |
| (1) 就労準備支援事業・被保護者就労準備支援等事業・参加支援事業 | 4 |
| (2) 子どもの生活・学習支援事業 | 4 |
| II. みんなが支え合うつながりづくり | 5～9 |
| 1. 福祉のこころを育みます | |
| (1) 広報・情報発信 | 5 |
| (2) 地域共生社会フェスタ | 5 |
| (3) 福祉学習・啓発 | 5 |
| (4) 平和祈念式典 | 5 |
| 2. 人と人がつながり、支え合う機会を広げます | |
| (1) 子育て支援 | 6 |
| (2) ご近助活動（自治会単位）の推進 | 6 |
| (3) 福祉活動団体の活動推進 | 6 |
| (4) 当事者団体の活動推進 | 7 |
| (5) 地域福祉活動拠点の活用 | 7 |
| (6) 善意銀行の運営 | 7 |
| (7) 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金 | 7 |

| | |
|-----------------------------|---|
| (8) ファミリー・サポート・センター事業 | 8 |
| (9) ボランティアセンター | 8 |
| (10) 認知症キャラバンメイト事業 | 8 |
| (11) 地域支え合いセンター・生活支援体制整備事業 | 8 |
| (12) 福祉サービス事業者支援と協働 | 9 |
| (13) 社会福祉法人のネットワーク構築・地域貢献推進 | 9 |

Ⅲ. 安心して暮らせる基盤づくり10~17

1. 福祉人材の確保に取り組みます

| | |
|---------------|----|
| (1) 福祉介護人材の育成 | 10 |
|---------------|----|

2. 暮らしの安心を確保します

| | |
|---------------------------------|----|
| (1) 権利擁護センター（地域福祉権利擁護事業・法人後見事業） | 10 |
| (2) 介護保険事業 | 10 |
| (3) 介護予防事業 | 12 |
| (4) 障がい福祉サービス | 13 |
| (5) 放課後児童クラブ | 14 |
| (6) 家計改善支援事業 | 14 |
| (7) 生活福祉資金・一時援護資金貸付事業 | 15 |
| (8) フードバンク | 15 |
| (9) 音の広報発行事業 | 15 |
| (10) その他の生活支援 | 15 |

3. 災害に強いまちをつくります

| | |
|-----------------------|----|
| (1) 災害支援体制の構築 | 16 |
| (2) 災害ボランティアセンターの設置運営 | 16 |

Ⅳ. 推進体制の充実・強化18~19

| | |
|-----------------|----|
| (1) 組織基盤の強化 | 18 |
| (2) 財政基盤の強化 | 18 |
| (3) 人材の確保・育成・定着 | 19 |

令和6年度 事業計画

今日、地域生活課題は複合化・複雑化・深刻化しており、制度の狭間や社会情勢の変化の中で新たに生じるニーズを見逃さないよう、地域や関係機関・団体等と連携し、情報収集と共有に努めなければならない。また、多様な地域生活課題の解決を支援するためには、福祉分野はもとより、幅広い分野との連携・協働が不可欠で、さらに地域づくりに関しても、これまで培ってきた地域福祉活動をさらに発展させると同時に、あらゆる世代や立場の人の参加を進めることにより、多様な地域をめぐす必要がある。

こうしたことから、本会においては、これまで以上に「連携・協働の場」を創出する役割を發揮し、地域を基盤にして課題解決につなげる支援や仕組みづくりに取り組むとともに、それらに向けて、常に変化する社会環境の中で、地域から信頼される組織として、持続可能で責任ある自律した組織経営をめざす。

—重点取組—

1. あらゆる地域生活課題への対応強化

- * 包括的な相談支援（相談・支援体制の強化、アウトリーチの徹底）
- * 地域における多機関協働の推進（多機関協働の中核としての役割發揮）

2. 個別支援と地域づくりの一体的な展開

- * 地域における包括的な支援体制づくり
- * 地域生活課題に基づく活動の創出
- * 広域的な事業・活動の連携・協働の推進

3. より質の高い事業・サービスの提供

- * 介護サービス等の質向上に向けた取組の実施
- * 充足されない支援ニーズへの対応強化

4. 組織・財政基盤の強化

- * 社協内の部門間連携の強化
- * 理事会、評議員会の機能強化と活性化
- * 予算の執行管理の徹底、業務効率化の推進
- * 活動（自主）財源の確保・充実、財源の効果的活用
- * 介護サービス等の経営強化（サービス提供体制の整備、経営状況の把握と分析の徹底）
- * 人材の確保・育成・定着（人事考課制度の適正運用、研修体系の整備・研修の計画的実施）

I. 誰一人取り残さない仕組みづくり

1. 相談しやすい環境を整えます

(1) 各種相談窓口の充実

SNS等の活用、顧問弁護士との連携 等

(2) CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の配置

個別の相談を地域支援につなぐコミュニティソーシャルワーカーを各地域福祉センターに配置

(3) アウトリーチ等継続支援事業 ※市委託事業

困りごとを抱えつつも支援につながっていない方への働きかけを行うアウトリーチのほか、継続的な関わりを行う中で困りごとを受け止め対応する。

2. 支援がつながる仕組みをつくります

(1) 多機関協働事業 ※市委託事業

単独の相談機関では対応しづらい複合的な課題に対して、多機関多分野の相談機関が連携強化できる相談支援体制、包括化ネットワークの構築および新たな社会資源の創出をめざす。複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人に対し働きかけを行い、信頼関係の構築と必要な支援につなげる。

○重層的支援体制整備事業推進会議の開催

- ・代表者会議、担当者連絡会議、コアメンバー会議
- ・複合的な課題を抱えるケースへの相談支援（事前打合せ会議、包括化ケース会議）

○研修会の開催、事例検討会の開催

○社会資源の開発（個別の課題やニーズを地域課題として認識できるよう、研修・ワークショップ等を通じた検討、提案）

○関係機関や地域活動、当事者活動等、各事業活動（見守り活動・フードバンク活動・相談機関への働きかけなど）を通じた情報収集、支援を必要とする方の把握、支援へつなぐ働きかけ

(2) 権利擁護センター ※一部市委託事業

成年後見制度利用促進の中核機関として、制度や権利擁護に関する広報・啓発を行うとともに、成年後見制度等の利用にかかる相談を行う。

また、第2期成年後見制度利用促進計画の推進をはかり、重層的支援体制整備事業（多機関協働事業）と権利擁護支援の地域連携ネットワークの一体的支援体制の構築を行う。

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方などへの支援を行い、地域で安心してその人らしく生活できるよう支援する。

○成年後見制度の相談・申し立て支援

○「なんでも相談会」の開催

○権利擁護に関する普及・啓発

○後見人等への支援

・後見人等の情報交換会の開催（長浜市成年後見権利擁護センターと共催）

○後見人等を含めた支援チームの形成と支援の実施

・多機関協働事業による支援会議等を通じ市長申し立てケースにおいて適切な後見人候補者を家庭裁判所に推薦するため受任調整を行う。

・多機関協働事業の支援会議等を通じ成年後見利用前、開始前、開始後のチーム支援を行う。

○意思表示のための「暮らし方ノート」の普及・啓発

・終活講座の開催

(3) 地域ニーズ・社会資源の把握と情報提供【多機関協働・地域づくり・参加支援】

ご近助活動やボランティア活動の支援、相談事業や福祉サービス等を実施する中で、地域の課題や暮らしの困りごと、自治会を超えての参加が可能な居場所をはじめとした社会資源の把握を行う。

また、関係機関や自治会長・民生委員児童委員・福祉協力員等からも情報を得て、地域カルテ・社会資源台帳に反映し、社会資源の見える化を図る。これらの情報を整理した地域カルテ・社会資源台帳を自治会や関係機関等と共有し、地域福祉活動の推進や個別支援を行う際に活用する。

○地域カルテ・社会資源台帳の作成

○各福祉活動者、関係機関、事業者 等への地域カルテ・社会資源台帳の提供

○個別課題や個別ニーズの共有・解決に向けた検討の場の形成

3. みんなが活躍できる機会をつくります

(1) 就労準備支援事業・被保護者就労準備支援等事業・参加支援事業 ※市委託事業

社会的孤立や経済的困窮などの課題を抱える方に対し、人・地域とのつながりが実感できるよう、就労や地域活動への参加などの社会参加に向けた支援を行うとともに、地域活動や企業・事業所、団体等との連携を図り、それらの受け皿となる社会資源づくりを行う。

- 生活習慣確立のための支援（訪問活動や居場所の提供などにより、生活リズムづくりを支援）
- 社会体験・社会参加活動の支援
- 就労体験・就労支援

(2) 子どもの生活・学習支援事業 ※市委託事業

学習の機会が十分でなかったり、基本的な生活習慣が整いにくい世帯の子どもに対して学習・生活支援を行うため、支援プランを作成するとともに支援の提供場所や支援団体等を調整し、オーダーメイド型の支援を提供する。

- 新たな地域の支援者の養成・育成
- 市内各拠点を活用した学習・生活支援

Ⅱ. みんなが支え合うつながりづくり

1. 福祉のこころを育みます

(1) 広報・情報発信

ご近所活動やボランティア活動、市内の福祉事業者の取り組みなど、市内の様々な福祉活動についての情報を多様なメディアを通じて市民に届け、福祉理解や福祉活動への参加意識を高める。

- 社協広報誌「てとて」の発行（年4回）
- ホームページやフェイスブックをはじめとしたSNSなど多様なメディアを活用し多世代に対し、効果的に情報を発信
- 地域共生社会フェスタや福祉懇談会、各種講座での情報発信

(2) 地域共生社会フェスタ【地域づくり】 ※11月17日開催

人権の尊重や支え合い活動の必要性を啓発し、地域共生社会の実現に向けた機運づくりや取り組みを推進する。

- 市民や団体、事業所等の参画を得た体験型による実施
- 各関係機関、施設等による講演会等の企画、実施
- 共同募金の啓発

(3) 福祉学習・啓発【地域づくり】

- 福祉学習等懇談会の開催
- 各学校での福祉学習の実施（当事者、活動団体、福祉事業所の参画を得て実施）
- 福祉体験学習の受け入れ
- 出前講座の実施
- 福祉学習サポーター養成講座の開催

(4) 平和祈念式典

- 恒久平和の実現に向けた啓発 ※米原市・遺族会との合同開催

2. 人と人がつながり、支え合う機会を広げます

(1) 子育て支援【地域づくり】

親や家族、地域や関係機関が連携しながら、子どもの成長を促す様々な体験や交流・つながりづくりの場を創設するとともに、主体的な活動へ発展するよう支援する。

- 子育てサークル育成講座の開催
- 既存サークルの支援、情報交換・交流会の開催
- 子育てサークルに関する情報発信
- 各種事業参加者への相談窓口の情報提供【アウトリーチ】 等

(2) ご近助活動（自治会単位）の推進【地域づくり】

地域住民が地域の困りごとに気づき、支援を必要とする人への居場所づくり活動や生活支援の取り組みを推進する。

- 自治会長・民生委員・福祉協力員等合同説明会の開催
- ご近助活動スキルアップ講座の開催
- ふれあいいきいきサロンの推進・活動支援【参加支援】
- 子ども食堂、学習支援活動の推進・活動支援
- 福祉懇談会の開催支援
- 見守り活動の推進【アウトリーチ】
- 避難行動要支援者参加型避難訓練の推進・活動支援
- 男性のためのいきいき料理の実施【参加支援】
- 補助金の交付による活動支援
- 備品・車両の貸し出し
- 活動への相談支援と情報提供

(3) 福祉活動団体の活動推進

福祉活動団体が主体的に活動を進めることができるよう、情報交換や連携連絡の場を設けるとともに、様々な活動の場面で協働して地域福祉活動に取り組めるよう支援する。

- 懇談会の開催（情報意見交換、協働した取り組みの検討 等）
- 団体活動についての相談支援
- 補助金の交付による活動支援（新規事業補助／子ども食堂・学習支援補助／居場所継続支援補助 等）
- 単位民児協事務局の運営と委員活動の支援

(4) 当事者団体の活動推進

地域や行政等とのつなぎや地域活動への参画を支援し、当事者に対する理解を深めるとともに、新たな支え合い活動や福祉サービスの開発につなげる。

- 懇談会の開催（情報意見交換、ニーズ把握、福祉学習への参加・福祉避難所の運営の検討 等）
- 団体活動についての相談支援
- 補助金の交付による活動支援（新規事業補助 等）
- 当事者活動参加者への相談対応、相談窓口等の情報提供【アウトリーチ】

(5) 地域福祉活動拠点の活用

周辺地域や関係機関との連携・協働を図りながら、市民の福祉拠点となる施設を運営する。小地域福祉活動やボランティア活動の支援、相談支援、介護保険サービス・介護予防事業、障がい福祉サービスの提供等を通じ、市民の福祉ニーズに応える施設運営を行う。

- 米原市指定管理施設（米原地域福祉センターゆめホール、北部デイサービスセンターきたで〜）の運営
 - ・運営推進会議の開催
 - ・地域交流事業の実施（市民交流事業、子育て支援事業 等）
 - ・近隣自治会等の活動への参加・協力

(6) 善意銀行の運営

市民や企業・団体等から寄せられる善意を、市内で地域福祉推進に取り組む自治会や関係団体の活動を支えるための資金や、市民の暮らしの困りごとを支える財源として有効活用する。

- 社会課題の解決に向けた取り組みの周知と、その取り組みを支えるための金銭・物品の善意銀行への預託の啓発
- 社会課題の解決に向けた取り組みへの金銭・物品の活用（生活困窮者、市内福祉事業所等への提供 等）
- 善意銀行への預託・活用に関する報告
- 物の流れの見える化と SNS 等を活用した情報提供

(7) 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金

地域福祉の課題解決に取り組む民間団体等への支援のほか、地域における助成事業を通じて共同募金運動の活性化を図る。

- 共同募金委員会の運営
- 受配団体等と協働した募金活動

- 様々な地域福祉活動への幅広い募金の配分
- 歳末たすけあい運動における個別配分事業（要援護世帯等向け歳末配分事業）、当事者団体配分 等

（8）ファミリー・サポート・センター事業 ※市委託事業

子育てにおける相互援助活動を支援し、市民が安心して仕事と育児を両立できるまちをめざす。

- 事業活動の広報、啓発
- 会員の募集、登録および管理
- 会員相互の援助活動の相談、調整
- サポート会員に対する研修の実施
- 交流イベントの実施
- 障がい児者支援サポーター講座の開催（サポーター養成講座にて開催）【地域づくり】
- 利用会員等への相談窓口等の情報提供【アウトリーチ】

（9）ボランティアセンター

支援を必要とする人や地域、サービス事業所などからの声をもとに、ボランティアによる支援ニーズを把握し、必要な事業の企画とボランティアの養成を行うなど、ボランティア活動の推進と活動に関する調整を行う。

- 情報提供・活動調整【参加支援】
- 傾聴ボランティアの養成講座・活動支援【地域づくり】

（10）認知症キャラバンメイト事業【地域づくり】 ※市委託事業

- 認知症サポーター養成講座の開催
- キャラバンメイトの活動支援

（11）地域支え合いセンター・生活支援体制整備事業【地域づくり・参加支援】

※市委託事業

自治会の範囲を超えて地域課題を共有し、解決に向けての協議の場をつくる。
また、地域やサービス事業者などが協働し、生活支援サービスの充実や認知症高齢者等の見守り活動、地域から孤立をなくすための取り組みを推進する。

- 協議体の運営
- 支援ニーズの集約と活動・サービス等に関する情報の発信（情報収集・発信）
- 相談支援、活動調整
- 研修会、情報交換会の開催

- 多様な居場所や生活支援等、地域のニーズに合わせた社会資源の開発【多機関協働】
- 社会資源の創出・運営等を目的とした財源確保のための取り組みの推進

(12) 福祉サービス事業者支援と協働

市内の福祉・介護サービス事業者に対し、人材育成や研修、情報提供等の支援を行い、地域活動と事業者をつなげるコーディネートを行う。

○福祉事業者への支援【地域づくり】

- ・研修・講座の公開
- ・相談支援・情報提供
- ・福祉事業所と地域やボランティアとのマッチング
- ・社協広報誌を活用した情報提供・PR活動
- ・専門職による地域での出前講座開催の働きかけ
- ・各種事業への専門職の参画の働きかけ
- ・福祉人材の育成・確保についての協働

(13) 社会福祉法人のネットワーク構築・地域貢献推進【地域づくり・多機関協働】

社会福祉法人が創意工夫し、多様な「地域における公益的な取組」が展開されるよう、地域課題の共有や取り組みの協働化、地域と法人をつなぐ支援を行う。

- 市内社会福祉法人による地域課題の共有・協働をはじめとする、解決に向けた協議検討の場の開催

Ⅲ. 安心して暮らせる基盤づくり

1. 福祉人材の確保に取り組みます

(1) 福祉介護人材の育成

地域の支え合いや生活支援サービスの担い手の育成をめざすとともに、質の高い介護人材が、市内の事業所に安定的に確保されるよう、社会福祉法人や介護事業所等と協働して、福祉・介護人材の育成に取り組む。

○福祉現場での実習の受け入れ

- ・福祉専門職養成のための実習の受け入れ（市内各福祉現場での実習）

○介護に関する入門的研修の開催【地域づくり】 ※市委託事業

2. 暮らしの安心を確保します

(1) 権利擁護センター（地域福祉権利擁護事業・法人後見事業）

○地域福祉権利擁護事業の実施

暮らし全体のアセスメントと定期的なモニタリング、支援計画の見直しを行い、生活目標（支援目標）を共有したうえで認知症や障がいのある人への相談と生活支援を行う。

- ・福祉サービスの利用援助
- ・日常の金銭管理
- ・書類等の預かり

○法人後見事業の実施

意思決定支援を基本に、本人の望む生活の実現に向けて支援を行う。

(2) 介護保険事業

介護が必要となっても、住み慣れた地域での生活が続けられるよう、利用者一人一人の暮らしに合わせた専門的で質の高いサービスを提供する。

また、感染症や災害への備えの徹底など、安心して安全なサービスを提供するため、職員一人一人の介護技術の向上と事業所内外の連携を高める。

《通所介護事業・総合事業通所介護》

○送迎、健康チェック、入浴および食事、機能訓練、レクリエーション等のサービス提供

○機能訓練（生活機能の維持向上、認知症の進行予防を目的とした各種のプログラム提供）

- ・リハビリ職との連携による個別プログラム、歯科医等と連携した口腔ケアの実施
- ・日常生活動作訓練、社会参加型活動の実施

○介護相談（本人や家族介護者の負担軽減に向けた寄り添い型支援）

- ・相談窓口の運営、出張相談の実施
- ・家庭（自宅）訪問による困りごとの把握と対応
- ・介護情報の提供

○地域貢献活動（介護予防、地域福祉活動の支援）

- ・出前講座（介護・認知症予防等）の提供
- ・福祉体験や実習の受入れ

○多様なニーズへの対応

- ・「買い物サポートサービス」の実施
- ・「緊急時預かりサービス」の実施

【通常規模型：2事業所】

デイサービスセンターゆめホール
 デイサービスセンター愛らんど

【地域密着型：4事業所】

東部デイサービスセンターはびろ
 北部デイサービスセンターきたで〜
 デイサービスセンター行こ家のとせ
 デイサービスセンター寄ろ家うかの

《訪問介護事業・総合事業訪問介護》

- 利用者宅での身体介護、生活援助の提供
- 終末期まで安心して在宅生活が送れるよう、医療やリハビリ職等と連携し、利用者により添ったサービスの提供と家族介護者への支援を行う。

○地域貢献活動（地域福祉活動の支援）

- ・出前講座（介護技術）の実施
- ・福祉体験や実習の受入れ 等

○制度外サービスによる多様なニーズへの対応

- ・「ふれあいよりそいサービス」の実施

【事業所】

ビジットケアあおば

《小規模多機能型居宅介護事業》

- 「通い」を中心に、短期間の「宿泊」や自宅への「訪問」を組み合わせ、生活支援や機能訓練を提供する。
- 利用者や家族に対する生活相談や助言、情報提供
 - ・相談機能の拡充（出張・電話相談 など）
- 地域貢献活動（介護予防、地域福祉活動の支援）
 - ・出前講座（認知症・介護予防プログラム）の実施
 - ・福祉体験や実習の受入れ 等
- 災害時における地域との連携

【事業所】

みんなの家

《居宅介護支援事業》

- 要支援・要介護認定を受けた人からの相談を受け、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等を行う。
- 介護・福祉、医療やその他の生活支援サービス、家族、地域の支えあい活動やボランティア活動等を総合的にマネジメントする。
- 相談支援者との連携を強化し、関係機関と地域のネットワーク化を図る。
 - ・絆バトンの普及啓発
 - ・災害時要援護者支援体制の構築
 - ・ACP（アドバンスケアプランニング）の充実

【事業所】

ケアプランセンター米原市社会福祉協議会

(3) 介護予防事業

介護予防プログラムを提供し、一人一人の生きがいや自己実現につながる支援を実施する。

○通所型サービス A（介護予防・日常生活支援総合事業）

- ・生活機能の低下がみられる高齢者を対象とした短時間型の通所サービス

【事業所】

デイサービスセンターゆめホール

デイサービスセンター愛らんど

○高齢者筋力向上トレーニング事業（楽トレ事業）

- ・健康づくりと介護予防に向けた意識づけ、自主的・継続的な取り組みにつなげるための支援
- ・筋トレマシン講習会の開催（月 1 回）

- ・筋トレマシンの地域開放
- ・健康教室の開催（健康づくり、介護予防に関する講座：年2回）

【会場】

米原市伊吹地域福祉センター愛らんど

（４）障がい福祉サービス

障がいのある人が、地域社会の一員として暮らせるよう、関係機関と連携しながら生活支援や就労支援に取り組む。併せてサービス提供体制の見直しと強化に取り組み、支援内容の充実と質の向上を図るとともに、求められる支援ニーズに対する事業の拡大に取り組む。

《障がい者相談支援センターほたる》 ※一部米原市委託事業

○障がい者（児）とその家族の地域での生活を支援するため、福祉サービスの利用や各種制度の活用、生活上の相談・支援を行い、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援する。

（一般相談／計画相談支援／自立生活援助／地域生活拠点等）

《障がい者ホームヘルプサービス》

○障がいのある利用者に対し、身体介護や家事援助、乗降介助、公共交通機関や福祉有償運送を利用した通院同行介助等を行うほか、行動時の危険を回避するための援護や外出時の移動介護、その他生活全般にわたる援助を行う。

（居宅介護／重度訪問介護／行動援護／同行援護）

○自立生活の支援を目的とした訪問、随時対応

- ・「ふれあいよりそいサービス」の実施

○ ICT の活用による効果的・効率的なサービスの提供

【事業所】

ビジットケア あおば

《就労継続支援 B 型事業》

○就労支援や社会参加の促進を目指し就労の機会を提供するとともに、生産活動等を通じてその知識と能力の向上に必要な訓練等を実施する。

- ・リサイクルショップの運営
- ・喫茶、駄菓子販売、花苗等の販売
- ・企業内就労、企業の下請け作業 等

○地域とのつながり、地域課題への対応を意識した取り組みの企画・運営

- ・独自商品の企画と販売、学生服等の回収と販売

○就労移行の促進と定着に向けた支援の強化

- ・施設外就労、施設外支援の促進（企業実習の機会の確保、家庭訪問等の就労定着サポート 等）

○一人一人の生活形態を考慮した移行支援（高齢障がい者等に対するサービス移行支援）

○個別支援の強化（作業環境の整備、ソーシャルスキルトレーニングの実施 等）

○「障がいの理解啓発」、「環境啓発」を目的とした講座・イベントの開催（市民参画、他事業所・当事者組織との協働による開催）

【事業所】

ほおずき作業所

《地域生活支援事業》

○移動支援事業

障がいのある方の外出等、移動に関わる援助を行う。

○日中一時支援事業

介護者の一時的な休息や就労支援のために、日中における障がいのある方の活動の場を確保する。

【サービス提供場所】

デイサービスセンター寄ろ家うかの、東部デイサービスセンターはびろ、いをぎの家

【事業所】

ビジットケア あおば

(5) 放課後児童クラブ ※市委託事業

子どもたちの思いに寄り添い、一人一人の個性を大切にしたい見守りと支援を提供するとともに、保護者と支援員との連携を密にとり、子どもたちが安全に安心して成長できる居場所をつくる。

○児童の「遊び」と「生活」の支援

○保護者会との連携

○行政との連携（研修の実施 等）

【事業所】

げんきッズ息長

(6) 家計改善支援事業 ※市委託事業

生活困窮者自立相談支援と連携し、家計状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや、家計再建や自ら家計を管理できるよう支援を行う。

○支援計画の作成や相談支援、関係機関へのつなぎ

○貸付のあっせん

(7) 生活福祉資金・一時援護資金貸付事業

低所得者や高齢者・障がいのある人等に対し、継続的な相談援助と資金の貸し付けやその他の制度の活用等を通じて、生活の維持・安定、経済的自立に向けた支援を行う。

○生活福祉資金貸付事業 ※県社協委託・補助

- ・民生委員等との連携による相談援助と資金貸付
総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の貸付
- ・コロナ特例貸付利用後のフォローアップ支援
- ・生活困窮者自立支援事業との連携

○一時援護資金貸付事業

- ・民生委員等との連携による相談援助と資金貸付
- ・生活困窮者自立支援事業との連携
- ・情報のデータ化（紙ベースでの情報管理からデータ管理へ移行）

(8) フードバンク

制度やサービスを利用するまでの期間や、制度やサービスでは対応できないなどの理由で、生活に困窮している人を対象に、歳末たすけあい募金・善意銀行を活用し、必要な物資を確保し提供する。

○学生を含めたボランティアや市民活動、地域の企業と協働し、地域や企業に対してフードロスの削減、食料を必要とする方への提供を目的とした食料の提供を呼びかけ、回収・仕分け・配布活動を行うことで、食料支援を通じた地域住民相互の支え合い活動を展開する。【地域づくり】

○対象者には、配布時にアンケート等を通じた聞き取りや相談窓口の情報提供を行い、関係機関と情報を共有する。【アウトリーチ】

(9) 音の広報発行事業 ※一部市委託事業

- 市広報や議会だより、社協広報等の録音と発行
- 活動者のスキルアップ研修会の企画・実施
- 活動者への支援

(10) その他の生活支援

既存の制度やサービスでは支えきれない生活ニーズに対し、新たなサービスを企画・実施し、支援を必要とする人の生きがいを高め、日常の生活を支援する。

《福祉車両貸出》

○本会が所有するリフト付き車両等を、生活支援活動団体や車いすを必要とする人の親族等に貸出し、医療機関等への送迎や社会参加における自助・互助の促進を図る。

《緊急時預かりサービス》

○緊急の事由により見守りや介護等ができない状態が生じた場合の預かりを実施し、暮らしの安心を確保する（24 時間/365 日対応）。

- ・地域なじみの安心事業
- ・緊急預かりサービス

《ふれあいよりそいサービス》

○既存の制度やサービスで対応できない生活上のニーズに対し、制度外サービスを提供する（居宅内の生活支援、通院等外出時の支援、服薬確認や安否確認のための見守り訪問等）。

《車いす貸出事業》

○介護保険等の制度による対応が困難な場合に、車いすの貸出を行う。

3. 災害に強いまちをつくります

（1）災害支援体制の構築

災害時の支援活動について協議する場を設け、それぞれが果たす役割の整理や情報の共有を行う。

また、関係機関、福祉事業者等と協働し、地域防災計画に基づく個別避難支援計画の作成に向けた地域の取り組みを支援する。

さらに、各事業所が、災害時の利用者の安否やサービス連携について確認し、被災状況に応じたサービスを速やかに提供できる体制を整備する。

- 災害時支援の連携構築【地域づくり】
- 地域における個別避難支援計画の作成支援

（2）災害ボランティアセンターの設置運営

被災者が抱える問題と活動ニーズとが的確に調整され、災害時に必要となる新たなボランティア活動の創設や地域との連携など、円滑な運営のための人材の養成と体制の整備を行う。

○マニュアルの点検・見直し、市民、関係機関等が参加する実践を想定した設置・運営訓

練の実施

- 運営サポーターの募集（出前講座、地域共生社会フェスタにおいて）
- 運営サポーターミーティングの開催（地域啓発、サポーター研修、訓練 等）
- 災害ボランティアバスの運行（支援ニーズに応じて実施）

IV. 推進体制の充実・強化

(1) 組織基盤の強化

市民の信頼と地域のニーズに応えるため、ガバナンスを高め、自律した安定的で持続的な法人運営の確立に向け取り組む。

○評議員会・理事会の運営

- ・評議員会の開催（年3回）
- ・理事会の開催（年6回）
- ・理事委員会の開催（随時）
- ・評議員・役員研修の実施

○法令遵守の徹底

- ・内部チェックの実施
監事による事業および会計監査（年2回）、法人後見事業に関する運営監視
業務管理体制による介護保険サービス等の提供に関する法令遵守の確保
- ・専門機関による会計チェックと指導（通年）
- ・福祉サービスに関する苦情解決事業の実施
苦情相談委員会（第三者委員会）による分析と対応協議（年2回）
- ・虐待防止検討委員会の運営

○部門間連携の推進

- ・事業推進プロジェクトの実践
- ・事例検討会の開催
- ・主任・管理者会議の開催

○災害時対応の強化

- ・事業継続計画（BCP）、感染症予防対策の検証と訓練の実施

○情報発信・広報の充実

- ・SNS、インターネット等を活用した情報の発信・公開

○関係機関・団体等との連携・協働

- ・社会福祉法人の公益的な取組（地域貢献活動）との連携の推進

○事業評価と展開方法の検討

- ・事業・サービス評価の実施
- ・介護保険・障がい福祉サービスの展開に関する検討、新たな事業・サービスの企画
- ・職員配置、業務内容（業務量）の適正化

(2) 財政基盤の強化

年度ごとの収支分析を行い、経営の観点に基づいた事業評価を実施し、必要な対策を行う。事業の実施方法と合わせて、財源（公費・自主）の現状分析を的確に行い、事業効果を明らかにすることで市民や行政等の理解を得て、必要な財源の確保に努める。

○財務管理の徹底

- ・事業および予算の進捗管理、経営分析
- ・資産の適正管理と積立金の計画的な運用
- ・定期的なコストの棚卸し、適切な在庫管理
- ・入札や経済的方法による物品調達

○自主財源の確保・拡充

- ・会費・共同募金・寄附金等の確保と効果的な活用に関する検討、実施
- ・会員・会費制度の普及促進
- ・事業内容に応じた適正な受託費等の確保に向けた協議、提案
- ・介護保険・障がい福祉サービスの経営状況の分析、収益確保に向けた対策の実施

(3) 人材の確保・育成・定着

職員に求められる姿を明確に示し、日々の行動や能力の把握とそれらに対する適切な評価を通じて、職員一人一人の意欲向上と能力開発を図るとともに、働きやすい環境づくりに取り組む。

○人事考課・目標管理制度の運用

- ・人事考課の運用、フィードバックの実施
- ・部署ごとに取り組む業務目標管理の実施（通年） ※実践報告会の開催（2月）
- ・考課者研修の実施

○研修制度の運用

- ・キャリアパス・研修課程の更新、実施
- ・カリキュラム（事業別・階層別等）に基づく研修の計画的な実施と研修の一元管理
- ・資格等取得の促進（受講機会の確保、受講料等の補助）
- ・新任職員の育成支援

○働きやすい環境づくり

- ・行動計画の推進（年次有給休暇・育児休暇等の取得促進、時間外労働の削減等）
- ・職場におけるハラスメント防止対策の徹底（相談窓口の整備、相談研修の実施等）
- ・ストレスチェックの実施

○給与体系等の見直し

- ・人事考課結果の反映方法やスキルに応じた支給体系の整備